

令和8年度山形県水産業省コスト化特別支援事業

- 令和8年5月15日（金）より受付を開始し、順次交付決定を行います。
- 申請期限は令和8年12月31日（木）までとします。なお、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

1 申請資格

- (1) 県内に住所又は本拠地を有する個人、団体、グループ、法人
- (2) 事業を完遂する見込みがあり、将来にわたって継続的な活動が見込まれること

2 対象となる取組み

物価の高騰や漁獲量の減少に対応した持続可能な水産業の実現に向け、生産性の向上と燃油費等のコストの削減を目的とするもの

3 補助金の額など

事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
海面漁業者、漁業協同組合、加工業者、養殖業者、その他水産業に携わる者	漁船、加工場、作業場、飼育池、事務所などの水産業関連施設において、省コスト化に資する設備あるいはシステムの導入にかかる経費	補助対象経費の2分の1に相当する額又は300万円のいずれか低い額

4 想定される補助対象の一例

船外機、レーダー、サテライトコンパス、GPSプロッター、底曳きロープ、潮流計、漁業者支援システム、加工設備、冷暖房設備、太陽光発電システム、ポンプ、インバーター、漁獲情報システム

5 申請に必要な書類

◆交付申請書類一式

①補助金交付申請書、②事業計画、③収支予算書、④その他計画の詳細が分かる資料等（導入予定機器のカatalog、見積書等）

※ 詳細は県ホームページをご覧ください。

ホーム≫産業・しごと≫農林水産業≫水産業≫「令和8年度山形県水産業省コスト化特別支援事業」の申請受付について

6 提出先

上記書類を、下記の担当窓口まで、提出してください。
提出は、E-mail、郵送など、方法は問いません。

山形県農林水産部水産振興課 山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2478
E-mail : ysuisan@pref.yamagata.jp